監査公表第　１７号

　地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の連絡があったので、次のとおり公表します。

　令和４年　１月２４日

新城市監査委員　原　　　義　弘
新城市監査委員　山　口　洋　一

監査結果の措置対象
　　健康福祉部こども未来課こども園

監査結果報告年月日
　　令和３年１２月２７日

監査結果に対する措置通知年月日
　　令和４年　１月１３日

講じた措置等の内容
【こども園】
　意見１
　　公有財産に関する調書とこども園経営案の、土地及び建物の面積の数値が不一致のものが散見された、こども未来課と調整を図り、正しい数値に整理をお願いしたい。

　措置内容
　　こども未来課で精査された公有財産台帳に基づき、こども園経営案の土地及び建物の面積の数値の不一致のものについて正しい数値に整理をしていきます。